

令和5年度第2回東広島市入札監視委員会会議概要

1 会議名

令和5年度第2回入札監視委員会

2 開催日時・場所

令和5年8月23日(水) 15:30～16:40

東広島市役所本館4階 入札室

3 出席委員

岩元委員、石垣委員、富田委員、神野委員、高島委員

4 出席職員

建設部道路建設課長、地域振興部豊栄支所地域振興課参事、都市部区画整理課長、建設部次長兼災害河港課長、事務局員

5 会議の概要

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

次の事項について、事務局から説明を行った。

ア 入札方式別発注工事の状況

イ 指名除外措置の運用状況

(2) 検証対象工事の検証について

次の検証対象工事について、入札参加資格要件、工事概要等を事務局及び施工担当課から説明を行った。

ア 令和5年度 幹線市道整備事業 正力西1号線・正力飯田線道路改良工事

イ 令和5年度 農業用施設災害復旧事業 豊栄地区災害復旧工事(5-1)

ウ 令和5年度 幹線市道整備事業 大河内大沢線道路改良工事

エ 令和5年度 八本松駅前地区計画事業 八本松駅前1号線道路改良工事(5-1)

オ 令和4年度 土木施設災害復旧事業 高屋地区災害復旧工事(4-4)

(3) その他

ア 次回の検証対象工事の抽出委員について

抽出委員は配布した名簿の順とし、次回の抽出は岩元委員が行うことで決定した。

イ 次回委員会の開催について

令和5年度第3回委員会の開催は令和5年11月頃の予定とし、後日調整を行うことで決定した。

6 発言の内容

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

発言者	内容
委員	今回、審査対象となる工事は、昨年度の同時期と比べて約20件少なく、随意契約は1件のみでしたが、件数が少ないのはなぜですか。
事務局	昨年度の同時期には、災害復旧工事が多く発注され、その中には随意契約での発注も多数ありました。今年度は、災害復旧工事の発注が落ち着いたことが、工事の件数が減った主な理由です。

(2) 検証対象工事の検証について

ア 令和5年度 幹線市道整備事業 正力西1号線・正力飯田線道路改良工事

発言者	内容
委員	総合評価に関する事項で、「地域貢献の実績」として加点される、広島県アダプト制度（マイロード・ラブリバー制度）とはどのようなものですか。
事務局	広島県アダプト制度（マイロード・ラブリバー制度）とは、広島県が管理する道路又は河川について、一定区間で定期的に清掃活動等をする業者を登録する制度です。東広島市内の道路又は河川で認定され、前年度に活動実績があれば、総合評価で加点されます。

イ 令和5年度 農業用施設災害復旧事業 豊栄地区災害復旧工事（5-1）

発言者	内容
委員	この工事は、施工場所に民間の農地を含むと思いますが、民間の土地も、災害復旧工事の対象になりますか。
事務局	農業振興を目的として、個人の農地も災害復旧工事の対象としており、農地の所有者は、相応の分担金を負担します。

ウ 令和5年度 幹線市道整備事業 大河内大沢線道路改良工事

発言者	内容
委員	この工事は、条件付一般競争入札で発注された工事の中で、予定価格は3番目に高く、入札参加者数の多さでも上位です。入札参加の条件に災害復旧工事の受注実績を求めたのに、入札参加者が多かったのはなぜですか。
事務局	主な理由は、年度初めの発注であり、多くの業者が工事に配置できる技術者を確保できたためと考えます。なお、Aランクの市内業者の多くは、すでに災害復旧工事の受注実績を有しており、受注実績の条件は入札参加者数にあまり影響しません。

エ 令和5年度 八本松駅前地区計画事業 八本松駅前1号線道路改良工事(5-1)

発言者	内容
委員	この工事は、3件目の検証対象工事と落札業者が同じです。この2件の工事は、条件付一般競争入札で発注された工事の中でも、予定価格が高額で、工期がほぼ同時期です。1業者が、比較的大規模な2件の工事を同時に受注できるかどうか、調査されましたか。
事務局	この2件の工事は、入札条件で監理技術者に専任を求めているため、施工業者は同じでも、配置される技術者はそれぞれ異なります。なお、開札後には、落札候補者に対して事後審査を行い、監理技術者を専任で配置できるかどうか審査した上で、落札者を決定します。
委員	今回の検証対象工事5件のうち3件は、10者以上が入札に参加しています。入札参加者が多かったのはなぜですか。
事務局	これらの工事は、発注時期が年度初めのため、昨年度末に工事が完了した業者の多くが、配置可能な技術者を有していたこと。また、この時期には、土木一式工事の発注件数が少なく、土木業者が少数の入札に集中したこと。さらに、施工面では、これらの工事が一般交通の影響を受けず、比較的工種が少なく単純であることなどが考えられます。

オ 令和4年度 土木施設災害復旧事業 高屋地区災害復旧工事(4-4)

発言者	内容
委員	随意契約の理由として「一般競争入札を行った場合、梅雨時期までの工事完成が困難である」とありますが、工期末が梅雨時期を大きく越えています。これは、梅雨時期までには完成しないが、一般競争入札より早く着手できるので、随意契約にしたということですか。
事務局	この工事箇所は、令和2年度、3年度及び4年度に繰り返し被災しており、梅雨時期に入ると、増破の恐れがあります。工事箇所は全体で3箇所あり、そのうち、河川護岸に農地が接する箇所は、増破の影響が大きく、梅雨時期までの工事完成が必要でした。そのためには、早期に工事に着手する必要があります。随意契約を行ったものです。